

令和 3 年 2 月
令和 3 年 第 1 回 栃 木 市 議 会 臨 時 会
議 案 書 及 び 議 案 説 明 書

栃 木 市

番号	件名	
報告第1号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	1
議案第1号	市長の専決処分事項の承認について	5
	(令和2年度栃木市一般会計補正予算（第9号）)	
議案第2号	令和2年度栃木市一般会計補正予算（第10号）	別冊

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 3 年 2 月 3 日提出

栃木市長 大川秀子

- 1 専決第 12 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和2年12月16日

栃木市長 大川秀子

令和2年10月29日、栃木市川原田町地内において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木県栃木市川原田町地内居住者

2 損害賠償の額

103,040円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）

報告理由

損害賠償の額の決定について専決処分したので、議会に報告するもの。

〔参考条文〕

地方自治法抜粋

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

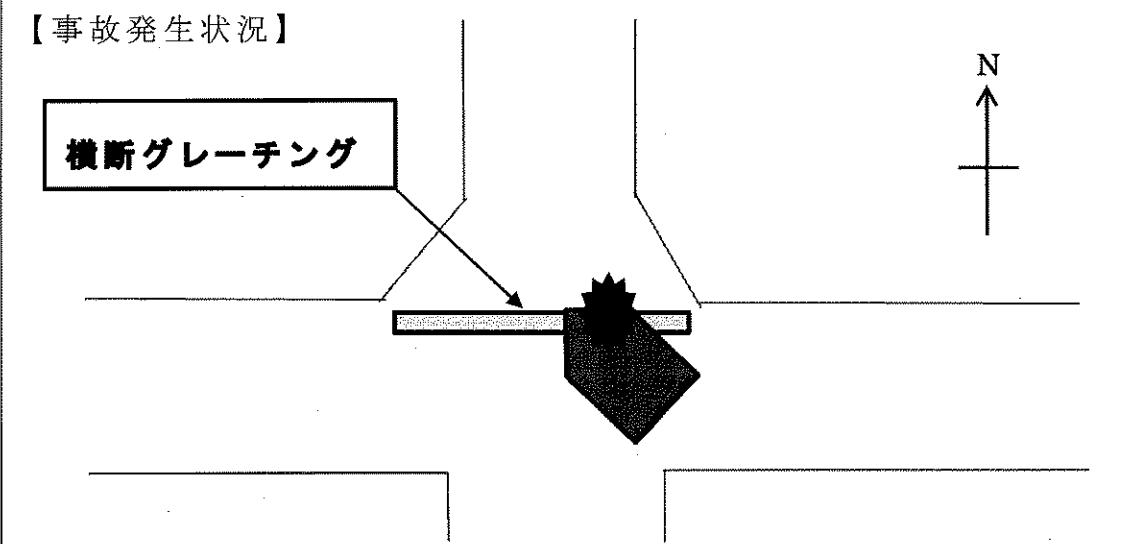
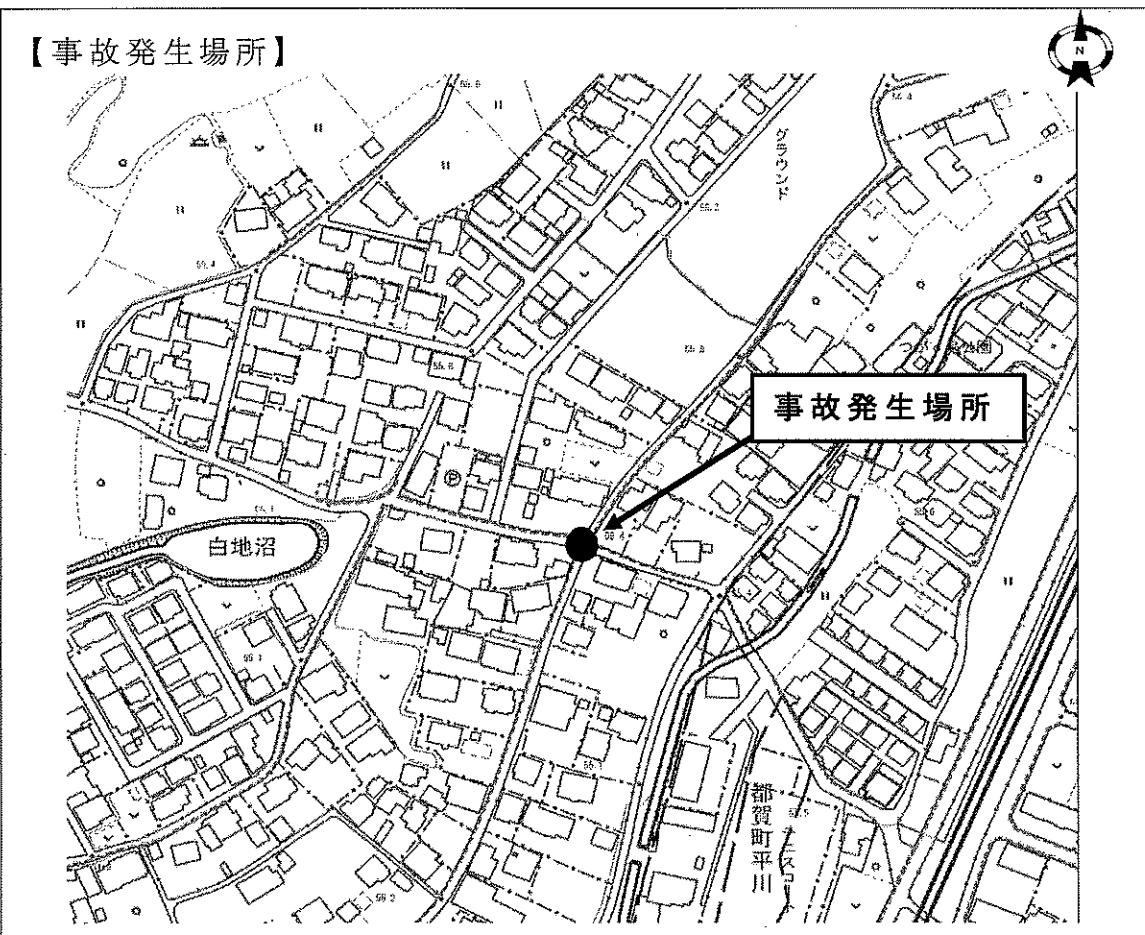
地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

2 以下略

専決第12号



乗用車を運転中、東から北に右折したところ横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、エンジンオイルパン及びマフラーを損傷してしまった。

議案第1号

市長の専決処分事項の承認について

令和2年度栃木市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和3年2月3日提出

栃木市長 大川秀子

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

